大学コンソーシアム京都「単位互換制度」 単位認定要件

1. 対象学年:1~3年次生(4年次以上は随意科目としてのみ受講可)

2. 認定対象科目:

政策学部教授会が予め認めた科目

※認定対象科目以外の受講については、随意科目としての受講を認める。

※認定科目については単位互換募集に係るポータルサイト「お知らせ」をご確認下さい。

3. 単位認定:

教養科目もしくはコア科目以外の政策学部専攻科目として 6 単位、卒業要件単位として 4年間で 6 単位まで認定します。(超過分は随意科目として認定)

※ただし、「大学コンソーシアム京都単位互換科目」、「放送大学科目」を含め8単位を 上限とします。

4. 履修登録制限:

年間登録は6単位以内であり、履修登録制限単位数には含みません。 ※随意科目として受講する場合でも年間登録は6単位以内とします。

5. その他

本学開講科目の履修登録や移動時間等を十分考慮の上、登録を行ってください。

以上